

京都市告示第575号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年2月10日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 一般国道  
供用開始の期日 告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
162号	右京区梅ヶ畑清水町27番地の1地先から	旧	メートル 316.30	メートル 6.75 ~ 9.15
	同区梅ヶ畑広芝町27番地の1地先まで	新	316.30	10.07 ~ 33.07

- 2 道路の種類 市 道  
供用開始の期日 告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
安井緯18号線	東山区清水一丁目292番地の1地先内	旧	メートル 53.40	メートル 2.55 ~ 3.10
		新	53.40	2.42 ~ 14.33

(建設局土木管理部道路明示課)